

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉川市は、児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

吉川市長

公表日

令和5年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当事務
②事務の概要	<p>・児童扶養手当支給事務は、児童扶養手当法に基づき、父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父又は母に一定の障害がある場合に、生活の安定と自立を促進するために支給するものである。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。</p> <p>①手当の支給に関する事務 ②認定請求に関する事務 ③証書に関する事務 ④額改定に関する事務 ⑤未支払の手当に関する事務 ⑥現況届出に関する事務 ⑦その他の届出等に関する事務</p> <p>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」)別表第一37の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,106,116の項、</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第10条の3,第12条,第19条,第26条の2,第35条,第36条,第44条,第53条,第59条の2</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号、別表第二の57の項</p> <p>・別表第二省令第31条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども福祉部子育て支援課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9529
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども福祉部子育て支援課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9529

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	岡田 なるみ	山崎 純子	事後	人事異動による変更
平成29年1月16日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報提供の根拠: 番号法第19条第7号並びに別表第2の13,16,26,30,47,64,65,87及び116の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) 第12条第1号,第3号及び第4号,第19条第1号,第2号,第3号,第4号及び第5号,第35条第2号,第36条第1号及び第2号,第44条第1号,第2号,第3号,第4号及び第5号 ・情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別表第2の57の項及び別表第2主務省令第31条各号	・情報提供の根拠: 番号法第19条第7号並びに別表第2の13,16,26,30,47,64,65,87及び116の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) 第10条の3,第12条,第19条,第35条,第36条,第44条,第59条の2 ・情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別表第2の57の項及び別表第2主務省令第31条各号	事後	
平成29年1月16日	II 1 対象人数 一つの時点の計数か	平成27年12月8日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成29年1月16日	II 2 取扱人数 一つの時点の計数か	平成27年12月8日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部子育て支援課	こども福祉部子育て支援課	事後	組織名称変更による
平成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部子育て支援課	こども福祉部子育て支援課	事後	組織名称変更による
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡	健康福祉部子育て支援課	こども福祉部子育て支援課	事後	組織名称変更による
平成31年1月25日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報提供の根拠: 番号法第19条第7号並びに別表第2の13,16,26,30,47,64,65,87及び116の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) 第10条の3,第12条,第19条,第35条,第36条,第44条,第59条の2	・情報提供の根拠: 番号法第19条第7号並びに別表第2の13,16,26,30,47,64,65,87及び116の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) 第10条の3,第12条,第19条,第26条の2,第35条,第36条,第44条,第59条の2	事後	
平成31年1月25日	I 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	山崎 純子	子育て支援課長	事後	記載事項統一のため
平成31年1月25日	I 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	吉川市吉川二丁目1番地1 048-982-9529(直通)	埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9529	事後	庁舎移転のため
平成31年1月25日	I 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡	吉川市吉川二丁目1番地1 048-982-9529(直通)	埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9529	事後	庁舎移転のため
平成31年1月25日	II 1 対象人数 一つの時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年1月25日	II 2 取扱人数 一つの時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和2年1月16日	I 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」)別表第1の37の項 ・行政手続における個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める事務を定める命令第29条各号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」)別表第1の37の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める事務を定める命令第29条各号	事後	
令和2年1月16日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報提供の根拠: 番号法第19条第7号並びに別表第2の13,16,26,30,47,64,65,87及び116の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) 第10条の3,第12条,第19条,第26条の2,第35条,第36条,第44条,第59条の2 ・情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別表第2の57の項及び別表第2主務省令第31条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、第8号、別表第二13,16,26,30,47,64,65,87,106,116の項、 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) 第10条の3,第12条,第19条,第26条の2,第35条,第36条,第44条,第53条,第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二57の項 ・別表第2主務省令第31条	事後	
令和2年1月16日	II 1 対象人数 一つの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	
令和2年1月16日	II 2 取扱人数 一つの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	II 1 対象人数 一つの時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	再実施
令和2年12月25日	II 2 取扱人数 一つの時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	再実施
令和3年9月1日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号,第8号,別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,106,116の項、 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) 第10条の3,第12条,第19条,第26条の2,第35条,第36条,第44条,第53条,第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の57の項 ・別表第二省令第31条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号,第9号,別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,106,116の項、 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) 第10条の3,第12条,第19条,第26条の2,第35条,第36条,第44条,第53条,第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の57の項 ・別表第二省令第31条	事後	
令和3年12月24日	II 1 対象人数 一つの時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和3年12月24日	II 2 取扱人数 一つの時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年12月23日	II 1 対象人数 一つの時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和4年12月23日	II 2 取扱人数 一つの時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和5年12月25日	I 2 特定個人情報ファイル名	児童扶養手当台帳ファイル	児童扶養手当システム	事後	
令和5年12月25日	II 1 対象人数 一つの時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	
令和5年12月25日	II 2 取扱人数 一つの時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	